

全行発第20号
平成23年3月30日

各都道府県町村会長 殿

全国町村会長
藤原忠彦

東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援
のための職員派遣について（依頼）

平素より本会の諸活動につきましてご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、3月25日付全行発第19号にて連絡いたしました、被災市町村に対する職員派遣につきまして、被災県からの派遣要請を総務省が別紙1『職員派遣要望とりまとめ表』のとおり取りまとめ、本会に対し提供がありました。

当初はまず短期的な派遣をお願いすることといたしておりましたが、被災市町村からの職員派遣の要請には中・長期に係る職員派遣の要請も含まれていることから、併せて派遣をお願いすることといたしました。

つきましては、貴町村会より「町村への派遣照会」および「派遣申出町村の取りまとめ」をお願いいたしたく、ご依頼申し上げます。

町村へのご照会は、別紙2-1『派遣可能職員〔短期〕回答票』及び別紙2-2『派遣可能職員〔中・長期〕回答票』により行っていただき、別紙3-1『派遣可能職員〔短期〕回答とりまとめ表』及び『派遣可能職員〔中・長期〕回答とりまとめ表』により取りまとめのうえ、4月7日（木）までに下記電子メールアドレスまで回報いただきますようお願い申し上げます。

また、短期の職員派遣は、緊急かつ応急的な短期間のものであることから、職務命令による派遣の扱い（公務出張）となることが想定されること、また、中・長期の職員派遣の場合は、地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣となることが想定されることを申し添えます。

なお、今後におきましても、被災市町村から中・長期の職員派遣の要請がありますことから、本依頼とは別に改めて要請の調査をし、依頼させていただくことといたしておりますので、その際にもご協力賜りますようお願い申し上げます。

- (注1) 災害対応の経験を有する職員がいらっしゃる場合には、優先的に派遣いただければ幸いです。
- (注2) 今回派遣をお願いしているスキームとは別に、総務省以外の府省や都道府県、日本水道協会、日本下水道協会等のルートからの派遣依頼が別途ありますが、それらに基づく職員派遣については、本回答票には含めないでください。
- (注3) 都道府県、市町村が一体となって独自の人的支援を実施する場合は、その概要等を別途ご連絡くださいますようお願いいたします。

回答先メールアドレス shoukai@zck.or.jp
担当：全国町村会行政部 河野・野口
TEL 03-3581-0483

※ 「派遣に係る説明、及び回答票の記入上の留意点について」、「職員派遣要望とりまとめ表」及び回答票等については、全国市長会依頼文書添付のものと同様であるため、添付を省略。